

事務連絡
令和3年6月4日

関係団体 御中

厚生労働省医政局医事課

新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の
被扶養者の収入確認の特例について（周知依頼）

日頃より、厚生労働行政の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、現在、新型コロナウイルス感染症の蔓延を防止するため、例年になく対応として、短期集中的にワクチン接種が行われていますが、このワクチン接種業務に従事する医療職の確保が喫緊の課題となっています。

こうした事情を鑑み、厚生労働省では、「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例について」（令和3年6月4日付け保保発0604第1号厚生労働省保険局保険課長通知。以下「特例通知」という。）及び「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例に関するQ&Aについて」（令和3年6月4日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡。以下「特例事務連絡」という。）を发出し、ワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の方に関する、健康保険の被扶養者認定等の際の収入確認における臨時の特例的な取扱いを整理し、健康保険組合等に対し適切な対応を求めているところです。

また、国民年金の第三号被保険者についても、「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例について」（令和3年6月4日付け年管管発0604第9号）及び「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例に関するQ&Aについて」（令和3年6月4日付け年金局事業管理課長事務連絡）により、日本年金機構に対し同様の対応を求めているところです。

貴団体におかれましては、特例通知及び特例事務連絡の別紙2（被保険者・被扶養者向けQ&A）の内容を御了知いただくとともに、貴下団体等に対し適切な周知が行われるよう、御協力のほどお願いします。

年管管発0604第9号
令和3年6月4日

日本年金機構事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の
被扶養者の収入確認の特例について

健康保険被扶養者（以下「被扶養者」という。）の収入確認については、今般の新型コロナウイルス感染症への対応として、一時的に収入が増加する被扶養者の方が発生しうるとの指摘があることを踏まえ、「被扶養者の収入の確認における留意点について」（令和2年4月13日付け事務連絡）及び「被扶養者の収入の確認における留意点について（再周知）」（令和3年2月15日付け事務連絡）を発出し、被扶養者の収入の確認における留意点を示すとともに、適切な対応を求めたところである。

現在、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向けて、ワクチン接種業務に従事する医療職の確保が喫緊の課題となっていることに鑑み、ワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の取扱いについて、厚生労働省保険局から全国健康保険協会、健康保険組合、全国健康保険組合連合会、地方厚生（支）局に対して、「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例について」（令和3年6月4日付け保保発第1号）が発出されたので、日本年金機構においても、被扶養者及び国民年金第3号被保険者の認定における収入確認に当たっては、別添通知に沿って、適切に対応されたい。

また、被扶養者及び国民年金第3号被保険者の認定時の届出にワクチン接種業務による収入額を除いた今後1年間の収入見込みを記載することとし、ワクチン接種業務に従事したこと及びワクチン接種業務による収入額を証する書類について添付不要として差し支えない。

なお、この取扱いについては、厚生労働省保険局保険課とも協議済みであることを申し添える。